

平成14年9月4日
厚生労働省
農林水産省

品質保持期限及び賞味期限の用語の統一についての意見の募集について

「食品の表示制度に関する懇談会」中間取りまとめ等において、品質保持期限及び賞味期限の用語の統一を速やかに図ることが指摘されています。

これを踏まえ、今後の検討に資するため、国民の皆様から御意見を頂戴することとし、以下の要領で、下記の意見を募集します。

品質保持期限及び賞味期限の用語の統一についての意見

〔品質保持期限及び賞味期限の用語を統一するべきか、また、統一するとしたら
いずれの用語を用いることが適切かについての意見を御提出ください。〕

注:意見の提出の際には、必ず具体的な理由を添えてください。

なお、別紙として参考資料を付しておりますので、適宜御参照ください。

| | |
|------------|---|
| 1. 意見の提出方法 | ※ ①又は②のいずれかの方法により、いずれか一方の事務局に御提出下さい。なお、様式は自由です。 ①郵便:〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 厚生労働省医薬局食品保健部企画課 調査表示係〔用語統一担当〕あて |
|------------|---|

| | |
|--------------|---|
| | <p style="text-align: right;">又は</p> <p style="text-align: center;">〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 農林水産省総合食料局品質課 食品表示制度(用語統一)担当あて</p> <p>②インターネット又は電子メールによる提出: kigenh@mhlw.go.jp 又は https://www.opn.maff.go.jp/answer/enquete.htm?id=32</p> |
| 2. 意見の提出上の注意 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 意見提出の際には、必ず具体的な理由を添えてください。具体的な理由のないものについては、意見としてお取り扱いしない場合があります。 ◎ 提出する意見は、日本語に限ります。また、個人は住所・氏名・性別・年齢・職業を、法人は法人名・所在地を明記してください。これらは公表する場合もありますので、御了承願います。(公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨書き添えてください。) ◎ 郵送で意見を提出される場合には、文頭に「品質保持期限及び賞味期限の用語の統一についての意見」と明記して下さい。 ◎ なお、電話・FAXでの意見はお受けしませんのでご了承願います。 |
| 3. 意見の提出締切 | 平成14年10月3日(郵便の場合は必着) |

なお、この意見募集のお知らせは、下記の厚生労働省又は農林水産省のホームページにも掲載されています。

厚生労働省ホームページ
(<http://www.mhlw.go.jp/public/bosyuu/p0904-1.html>)

農林水産省ホームページ
(http://www.maff.go.jp/www/public/cont/20020904sk_1.html)

(別紙)

品質保持期限と賞味期限の用語の統一について(参考資料)

1. 「品質保持期限」と「賞味期限」の定義

| 用語 | 品質保持期限 | 賞味期限 |
|----|---|--|
| 法律 | 食品衛生法 | JAS法 |
| 定義 | 定められた方法により保存した場合において、食品又は添加物のすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日(※1) | 容器包装の開かれていない製品が表示された保存方法に従って保存された場合に、その製品として期待されるすべての品質特性を十分に保持しようと認められる期限(※2) |

※1 : 食品衛生法施行規則第5条第1項第1号イ

※2 : 加工食品品質表示基準第2条

現在、両者は、同様の日付を示すものとして取り扱われています。

2. 期限表示導入後の「期限」及び「期限設定」の考え方

両者の解釈については、

「食品衛生法施行規則等の一部改正について」

(平成7年2月17日付け衛食第31号厚生省生活衛生局長通知)

及び

「飲食料品及び油脂の日本農林規格及び品質表示基準の日付表示に係る事項の改正について」

(平成7年2月17日付け7食流第392号農林水産省食品流通局長通知)
において、以下のとおり示されています。

○ 「食品衛生法施行規則等の一部改正について」(第3の1の(2)の②)

「期限の設定は、食品の特性等に応じて、微生物試験や理化学試験及び官能検

査の結果等に基づき、科学的・合理的に行うものであること。なお、品質保持期限の設定は、食品等の製造後、定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の食品等の劣化に伴う衛生上の危害が発生するおそれがないと認められる期間の終期より十分に余裕をもって行うものであること。」

○ 「飲食料品及び油脂の日本農林規格及び品質表示基準の日付に係る事項の改正について」(第3)

「食品に表示される「賞味期限」等の期限は、その食品の品質保持に関する情報を把握する立場にあり、当該製品に責任を負う製造業者等が科学的、合理的根拠をもって適正に設定すべきものである。この場合、「賞味期限」の設定は、摂取可能であると期待される品質を有すると認められる期限の場合より短いものとなる。」

3. 日付表示の方法に関する国際的な規定

○ 「包装食品の表示に関するコーデックス一般規格」
(CODEX STAN1-1985 (Rev.1-1991)) (抜すい)

2 用語の定義

For the purpose of this standard:

[中略]

"Date of minimum durability" ("best before") means the date which signifies the end of the period under any stated storage conditions during which the product will remain fully marketable and will retain any specific qualities for which tacit or express claims have been made. However, beyond the date the food may still be perfectly satisfactory.

[以下略]

(仮訳)

この規格上、

[中略]

[date of minimum durability (best before)] とは、ある保存条件の下で、製品が完全な市場性を有し、かつ、默示的又は明示的に表示されたいかなる特定の品質をも保持する期間の終期を明らかにする日付を意味している。しかしながら、その日付を過ぎても、その食品は依然として完全に満足し得ることもある。

[以下略]

(注) Date of minimum durability (best before) とは、現在の「品質保持期限」及び「賞味期限」の用語を策定する際に参考とされた表現です。

4.7 日付表示および貯蔵条件

4.7.1 If not otherwise determined in an individual Codex standard, the following date marking shall apply:

- (i) The “date of minimum durability” shall be declared.
- (ii) [略]
- (iii) The date shall be declared by the words:
 - “Best before ...” where the day is indicated;
 - “Best before end ...” in other cases.

[以下略]

(仮訳)

4.7.1 個別のコーデックス食品規格に別段の定めがない場合にあっては、次の日付表示が適用されるものとする。

- (i) *[date of minimum durability]* を明示すること。
- (ii) [略]
- (iii) 日付は次の文言によって明示すること。
 - 「日」が記載される場合にあっては、*[best before …]*；
 - その他の場合にあっては、*[best before end …]*。

[以下略]

(以上)